

朝夕の風に涼しさが感じられるようになりました。皆さま、お元気でご活躍のことと思います。【サッカー】W杯アジア最終予選は2021年9月から2022年3月にかけて開催されます。12チームが6チームずつ2つのグループに分かれ、ホームアンドアウェイの総当たりで実施。各グループ上位2チームが本大会の出場権を獲得します。3位のチーム同士はプレーオフを戦い、勝者が大陸間プレーオフに進みます。日本(24位)はオーストラリア(35位)、サウジアラビア(61位)、中国(71位)オマーン(79位)、ベトナム(92位)と同じBグループに入りました。●9/2 日本 VS オマーン(パナソニックスタジアム吹田)●9/8 日本 VS 中国。当初、中国で予定されていましたが、開催地をカタールのドーハ(ハリファインターナショナルスタジアム)に変更されました。2022年FIFAワールドカップは、2022年11月21日から12月28日にかけてカタールで開催される22回目のワールドカップです。中村

建設業法改正(令和2年10月1日施行)後初の下請取引などの実態調査

～18,000業者に令和3年度下請取引等実態調査を実施～

建設工事における下請取引の適正化を図るため、毎年実施。調査の結果、建設業法令違反行為等が判明すれば指導などが行われます。

令和3年度調査概要

- ◆調査対象：全国の建設業者 18,000業者（大臣許可 2,250業者、知事許可 15,750業者）
- ◆調査方法：郵送による書面調査
- ◆調査期間：令和3年8月2日から令和3年9月10日
- ◆調査内容：●下請負人との見積方法（提示内容、期間、法定福利費、労務費、工期）の状況 ●下請契約（追加・変更契約を含む。）の締結方法の状況 ●下請代金の支払期間・方法の状況 ●発注者による元請負人へのしわ寄せの状況 ●元請負人による下請負人へのしわ寄せの状況 ●約束手形の期間短縮や電子化の状況 ●技能労働者への賃金支払状況 など

※元請負人と下請負人の取引は、いわゆる元請負人と1次下請との間の取引のみではなく、2次と3次、3次と4次等の取引も含む

調査後の措置

- ◆建設業法令違反行為等を行っている建設業者に対して指導票を送付し、是正措置を講ずるよう指導
- ◆未回答業者や、建設業法令違反等があり、特に必要がある場合には、許可行政庁による立入検査等の 端緒情報として活用

詳細は国土交通省 HP(https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000190.html)をご参照ください。

【問い合わせ先】国土交通省 不動産・建設経済局 建設業適正取引推進指導室

電話 03-5253-8111（代表）03-5253-8362（直通）（河野）

知っちょい得

親族である非相続人が、被相続人の療養看護を行った場合や被相続人の事業に対して労務の提供をするなど特別寄与料の対象となる行為をした場合に、その行為が民法上の不当利得の要件を充たす場合には非相続人は不当利得返還請求権を取得します。その場合、被相続人の生存中は同人に対して、不当利得返還請求をすることができます。同人が亡くなった後は相続人に対して、同請求をすることができます。この場合、相続が開始した以降に特別寄与料の要件を充たしている場合には同請求をすることができます。当然ながら二重取りはできませんので、どちらかの請求を行い、受領した場合には他方の請求はできなくなります（続く）。 弁護士 渋谷和洋

建設業Q&A

Q. 建設業許可事業者でこれまで社会保険未加入でしたが、新たに加入しました。なにか、届け出をする必要はありますか。

A. 健康保険等の加入状況に変更が生じた場合には、2週間以内に変更届の提出が必要となりますので、以下の書類を正本・副本・入力用紙をご用意いただいた上で、郵送提出してください。

- 様式第7号の3「健康保険等の加入状況」
- 健康保険、厚生年金保険、雇用保険の加入証明書資料

なお、加入状況の変更(未加入から加入へなった、適用除外となった、事業所整理番号や労働保険番号が変わった等)ではなく、加入人数の変更のみの場合は、事業年度終了後4ヶ月以内の提出期限のため、毎年度の決算報告書に送付していたければ結構です。 (中村竜)

「暑さ寒さも彼岸まで」

「暑さ寒さも彼岸まで」春と秋には彼岸の時期があります。単に彼岸と言えば春の彼岸を言い、秋の彼岸は「秋彼岸」とか「後(のち)の彼岸」と表現します。両者とも、太陽が真東から登り真西に沈み昼夜の時間が同じになる日を指します。これらは日付で固定されているわけではありません。太陽の軌道によって、毎年訪れる日が変動します。春彼岸は3月21日あたり、秋彼岸は9月23日あたりといえますが、正確な日にちはその都度確認する必要があります。秋彼岸は秋分の日(9月23日)をはさんで7日間。彼岸入りが今月の20日で彼岸明けが26日になっています。意味は、厳しい暑さや寒さは彼岸まで続くが、その後は過ごしやすいくなる。また、大変な時期があったとしても、ある時期を過ぎると解決していくということも表します。

(渋谷)